

農地法第4・5条許可申請書に必要な書類一覧

※申請の内容により、ここに記載されている添付書類のほか添付していただく書類が必要となることがあります。

申請者

土地

提出部数 2部(添付書類のみ1部はコピーで可)

(○:必要、△:場合によっては必要、×:不要)

チェック	書類名	自己住宅・農家住宅	農業用施設	店舗・事務所	資材置場・駐車場	再生エネルギー発電施設	備考
1	許可申請書	○	○	○	○	○	必要部数2部とも押印のあるもの
2	土地の登記事項証明書(全部事項証明書)	○	○	○	○	○	原本(申請日前3カ月以内に発行されたもの)
3	住民票	△	△	△	△	△	譲受人が町外居住者の場合 渡人(貸人)の現住所と登記簿謄本の住所が異なる場合
4	定款・法人登記簿謄本・事業実績書	×	△	△	△	△	法人の場合(法人登記簿謄本は、申請日前3カ月以内に発行されたもの)
5	議事録	×	△	△	△	△	法人の場合(申請地を選定した経過がわかる議事録)
6	土地改良区の意見書	△	△	△	△	△	申請地が土地改良区の区域内にある場合
7	合意書又は契約書	○	○	○	○	○	合意書(売買・賃貸借・使用貸借でまだ契約していないとき) ※契約が済んでいる場合は契約書の写しでも可。
8	位置図	○	○	○	○	○	縮尺 1/50,000程度、申請地を表示
9	案内図	○	○	○	○	○	1/2,000程度で周辺500mの範囲の現況が分かるものとし申請地を表示 住宅地図可(縮尺を明示すること)
10	公図	○	○	○	○	○	公図(1/500)
11	隣接状況図	○	○	○	○	○	公図のコピー等に隣接の地番・地目・面積・所有者・道路等を表示
12	土地利用計画図(配置図)	△	△	△	△	△	縮尺 300分の1から600分の1で、土地利用計画を詳細に記入し位置・隣接境界施設間の距離・道路(種別幅員等)を明記
13	造成計画	△	△	△	△	△	造成計画がある場合は、隣接地との断面構成を記入。配置図に記入しても可。
14	建物等配置図・取排水計画図	○	○	○	△	△	建物の配置及び給水施設(給水管、井戸等)、排水施設(合併浄化槽、公共下水道等)の位置を明示。拡張の場合は既存部分を含めた全体の状況がわかること。配置図に記入しても可。
15	建物平面図・立面図	○	○	○	△	△	間取り等のわかるもの
16	求積図	△	△	△	△	△	1筆の1部を転用する場合は、転用区域を求積図(座標図)を明示したもの
17	見積書	○	○	○	○	○	転用計画に要する費用(土地代、建築費、造成費等)見積書 ※会社印(写し不可)が押してあるもののみ有効。
18	転用計画に要する資金(土地代、建築費、造成費等)に見合う残高・融資(見込)証明	○	○	○	○	○	預貯金残高証明書 ※金融機関印(写し不可)が押してある証明書のみ有効。 ※または預貯金口座の通帳の写しの提出でも可とし、その場合、通帳等の表紙及び記帳のある最終ページの写しに申請者本人の原本証明を付したものを提出する。 ②融資(見込)証明書については、融資を行なう金融機関からの証明で、融資を受ける者及び融資額が明記されていること。 ※金融機関印(写し不可)が押してある証明書のみ有効。
19	茨城農業振興地域整備計画からの重要な変更証明	○	○	○	○	○	農用地区域からの除外を伴う場合 申請時は農用地区域変更申出に対する農振整備計画変更見込みに係る市町村の通知書(除外見込み通知書)の提出で可。
20	農業を営む者の証明	△	○	×	×	×	農家住宅・農業用施設の場合
21	都市計画法による開発許可又は建築許可の適用のあるものは許可申請書の写し	○	△	○	△	△	
22	事業計画書	○	○	○	○	○	計画施設内容、土地選定理由、地目別面積、申請に係る農地と一体として利用する農地以外の土地の権利の取得見込み、用水・排水・調整池計画、防災計画、周辺農地の営農条件への被害防除対策、隣接所有者・耕作者への説明状況等、一時転用期間の説明、その他(離農措置等)
23	水路使用の場合はその同意書等	△	△	△	△	△	取水・排水について、水路管理者等の同意を必要とする場合は、水利権者等の同意書を添付
24	公有財産管理者の同意	△	△	△	△	△	道路・水路の占用使用許可等
25	既存施設利用状況説明書(土地利用状況図)	×	×	×	△	×	所在・面積・利用方法を具体的に記載すること
26	位置関係図	×	×	×	△	×	申請地、事業所、既存施設等を必ず明記すること。(現況写真添付)
27	経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定書の写し	×	×	×	×	○	再生可能エネルギーの固定価格買取制度で売電する場合
28	接続検討の回答書、電力受給契約申込書	×	×	×	×	○	転用者から電力会社へ提出したもの(電力会社からの回答書等)
29	商品カタログ	×	×	×	×	○	太陽光発電施設の構造・形状のわかるもの
30	その他申請内容により審査等に必要書類	△	△	△	△	△	チェックリスト、一覧表を参照のこと
31	農地法第4・5条許可申請必要書類一覧(チェックリスト)	○	○	○	○	○	提出書類は申請前に、このチェックリストにより確認してください
32	代理委任状	△	△	△	△	△	代理人による申請の場合

締切日は毎月10日(10日が閉庁日の場合、その次の開庁日)

転用面積の制限

- (1) 農家住宅 : 1,000㎡以下
- (2) 分家住宅 : 500㎡以下

◆問い合わせ先

茨城町農業委員会事務局

TEL 029-292-1111 (内線156、157)